

「読書バリアフリーの現状と課題」

～高齢者や障害者を対象とする読書バリアフリーに関する行政施策など～

特定非営利活動法人 大活字文化普及協会 理事・事務局長
市橋正光

I. 視覚障害者や高齢者等の読書困難者にとっての読書とは？

「はじめに」

現在の高度情報化社会の中で、自分にとって有益な情報をいかにして得られるかどうかということは、一人一人が自立して充実した人生を歩む上で欠かすことのできないことです。そして、日本を含む先進国では、情報があふれている社会の仕組みの中で、読み書きができることが、必要かつ最低限の条件となっています。市役所などの公的な手続きをする上でも、銀行窓口などを利用する時にも、自治体が発行する広報や通知の内容を知る上でも文字の読み書きは必要となります。また、買い物をするときには、商品の説明文章や値段を読む必要がありますし、公共交通機関を使う時にも時刻表や発着表示、料金表などを読むことが必要になります。文字の読み書きは、勉強や就業をする上だけでなく、日常生活を送る上で、どうしても欠かせないものとなっています。文字の読み書きに困難がある障害者や高齢者は、平等に情報を得ることができない状況にあるために、情報不足によって不利益な環境に置かれていることを自らの努力だけでは解消できない社会環境に置かれています。一人一人が平等に正しい情報を得るためには、読書における社会的なバリアを取り除く社会環境づくりのために必要な行政施策を効果的に実施していくことが必要です。読書困難者を取り巻く社会環境の現状と課題を確認し、新しい法律として施行された読書バリアフリー法（通称）の実効性などを検証すること

から、読書におけるバリアを解消する具体的な方法等を考えていきたいと思えます。

1. 視覚障害者読書権保障協議会の実績活動

1969年に、日比谷図書館（当時：東京都立図書館）に対して、視覚障害者の立場から、一般の利用者と同じように本を読むために、図書館の蔵書について対面での朗読サービスを実施して欲しいと要望をしたことが、翌年の視覚障害者読書権保障協議会という視覚障害者当事者の活動団体の創設につながりました。1999年に解散するまでの視覚障害者読書権保障協議会の活動の広がりによって、全国の公共図書館において、「図書館利用に障害のある人へのサービス」が一般化しました。現在の公共図書館では、一部の小規模な図書館を除いて、全国各地の市区町村の中央図書館を中心に、点字・音訳（デイジー）図書や大活字本の所蔵と合わせて、蔵書などの対面朗読サービスが実施されています。住民への平等な市民サービスとして公共図書館を利用する際のバリアを取り除くという、視覚障害者読書権保障協議会の活動実績は、現在取り組まれている、読書バリアフリー促進の理念であり、原点と言えます。

2. 点訳本と音訳図書（デイジー図書含む）

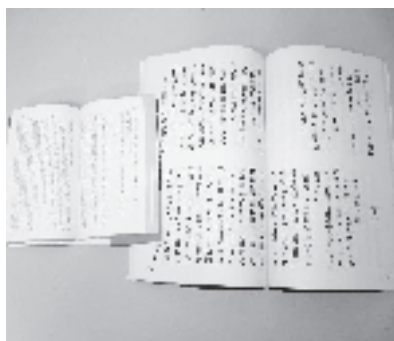
点字は、1824年にフランスの視覚障害者のルイブライユによって発明された文字です。日本では、1890年に石川倉次がルイブライユの点字を日本語表記にすることに成功して、全国に普及しました。点字の読み書きを習得するこ

とは簡単ではなく、全く目が見えない全盲者の1割程度しか、日常的な読み書きをすることができないのが現状ですが、点字は、視覚障害者にとって唯一の文字であり、点字習得者にとっては最良のコミュニケーション手段であることを確認しておく必要があります。また、音訳図書をデジタル化したデージー図書は、1990年頃から福祉先進国のスウェーデンで開発されて、1999年には、厚生労働省の事業として日本でも制作と普及が始まりました。現在では、ほとんどの音訳図書がデージー方式で制作されていて、主に点字図書館や公共図書などで貸し出しされています。デージー図書は章や節の単位で好きな場所から読むことができたり、途中で読み進めて、再度同じ場所から再開できたりと利便性が高いこともあり、現在では視覚障害者の中心的な読書スタイルとなっています。

3. 大活字本や拡大教科書

大活字本は、盲学校や弱視学級で使う教科書や参考書の拡大文字の本が無いという状況を改善しようと、1970年頃に、学校に通う児童生徒の保護者を中心に拡大写本ボランティアが製作を開始しました。その後、公共図書館に所属する拡大写本ボランティアが、時代小説等の大人向けの活字本を製作することが少しずつ広まり、図書館に通う、目が見えにくい高齢者からも、大活字本の発行を求める声が大きくなっていきました。その後は、社会の高齢化の影響もあって、図書館で大活字本を読む人が増えたことで、1980年頃からは、社会福祉法人や株式会社において、主に公共図書館の蔵書用として大活字本の出版が進みました。2005年頃からはオンデマンド印刷の技術が発展したことで、少数での出版制作が可能となり、公共図書館だけでなく、個人で購入して読書する高齢者や弱視者も少しずつ増えてきています。2011年には、大活字本を専門に出版するNPO法人大活字文化普及協会が設立されて、出版業界や図書館業界、書店関係等も含めて、出版業界全

体で大活字本の出版を促進する活動も少しずつ広がっています。現在の日本社会は世界一の高齢化社会となっていますので、大活字本の読書を望む人が急速に増え続けています。



※大活字本と単行本の比較

4. 視覚障害者や高齢者等の読書困難者にとっての読書

身体的な障害や加齢によって、目の見えない・見えにくい状態にある人以外にも、幼少期に読み書きの勉強をできなかった人や学習困難者（ディスレクシア）、病気やケガで一時的に読み書きが困難になっている人などが、一般的な出版物や文書を読むことが困難な状態になります。人類の歴史的な視点から読書や読み書きについて考えてみると、地球上で200万から300万種類ともいわれる生物がいる中で、人間だけが大きく発展したのは、言葉を自由自在に使うことでコミュニケーションを図ることができたからだと言われています。そして、人間は、言葉で話したことを記録するために文字の読み書きをするようになり、地域の掲示板などで国や地域で決めたルールなどを多くの人に伝えることができるようになることで、国や地域で協力して一定のルールを守って安定した生活をするようになることができました。そして、人間だけが、さらに文化を発展させることができたのは、文字で記録した知識や技術を出版物や文書で次の世代に伝えることができたからだと言われています。人が生きていく上での読書をするのがどれほど重要なのかと考える

と、読むことによって得られる知識や技術を人生に活かすという意味においては、生きることにおける制約をより多く負っている高齢者や障害者などの読み書き困難者ほど大きいと考えられます。

例えば、視覚障害者等は、自分が住んでいる自治体に障害者手帳取得申請することで福祉サービスを受けることができるようになりますが、地方自治体から配布される「福祉のしおり」などで、福祉サービスの内容を知って、福祉サービスの申請をする必要があります。しかし、この「福祉のしおり」を受け取ってから、実際に福祉サービスを利用するまでの期間が平均して3年間かかるという、厚生労働省が実施した視覚障害者対象の全国アンケートの結果もあります。そして、多くの自治体が毎月発行する広報誌についても、点字版や音声版がある程度発行されていますが、視覚障害者の7割いると言われる弱視者が読みやすい拡大版（大活字版）の発行は、ほとんどの自治体において実施されていないという、同じく厚生労働省が実施した全国アンケート集計結果があります。自治体から自宅に届く通知等についても、通常の文字サイズの文書が届くのみで、点字や音声、拡大文字等で読むことができないばかりではなく、他の郵便物と選別することも難しい状況に置かれています。視覚障害者手帳取得者約30万人の7割、盲学校の半数以上の生徒が弱視の状態にあり、日本眼科医会の推計調査でも、日本では約160万人が弱視の状態で眼科医等の診療を受けていて日常生活を送ることが困難になっています。そして、日本の全人口の4人に1人が65歳以上という、超高齢化社会となっている現状を考えると、現状では、ほとんど取組がされていない弱視者等が読みやすい大活字版での広報物の発行や、点字や音声版も含む多媒体での広報物の発行や出版が急速に求められていく社会情勢となってきました。

II. 国際条約や国内法と読書環境の現状とは？

1. マラケシュ条約批准と読書バリアフリー法

マラケシュ条約は、視覚障害等の読書環境を改善して、アクセシブルな図書および電子書籍の輸出入を促進することを目的とする国際条約です。日本政府が2018年にマラケシュ条約を批准したことを受けて、2019年6月21日に国内法として、読書バリアフリー法が制定されました。日本政府が先行して進めていた国際条約である障害者権利条約の批准や国内法の障害者差別解消法の施行は、様々な障害者や社会の側にある障壁（社会的障壁）で困っている全ての人が対象とされていますが、マラケシュ条約や読書バリアフリー法も、障害者手帳の取得の有無を問わず、視覚障害等の文字の読み書きや識字に障壁（障害）がある全ての人を法の対象としています。

2. 読書バリアフリー法の概要

読書バリアフリー法は、視覚障害者等の読書環境の整備を推進すること、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することを目的としています。

基本理念としては、2つの要点があります。1つ目は点字本や大活本等のアクセシブルな書籍を、さらに普及させることです。2つ目はダイジー図書や音声読み上げに対応する電子書籍およびオーディオブック等のアクセシブルな電子書籍の質的な向上と普及をさせることです。

定義については、次のように記載されています。「視覚障害者等とは、視覚障害者、発達障害、肢体不自由その他の障害により・・・書籍について、視覚による表現の認識が困難な者をいう」「視覚障害者等が利用しやすい書籍とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識できる書籍をいう」「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録をいう」。以上の定義内容を確認すると、視覚による認識が困難な人に容易に認識

できる、多媒体の図書の発行と普及を促進することを目的としているということが分かってきます。今まで、視覚障害者が読書する媒体としては、点字図書や音訳図書が中心でしたが、拡大図書（通称：大活字本）を視覚障害者等が利用しやすい書籍としたことが、今までに無かった新しい内容となっています。視覚による認識が困難な人、肢体不自由がある人、つまり高齢者や一時的にケガ等をして読み書きが困難な人も対象としていることから、「社会の側にある障壁」を取り除くための合理的配慮を提供するという視点があり、日本も批准している「障害者権利条約」や国内法の「障害者差別解消法」の理念と同じだということが分かります。基本理念の内容からもわかるように、読書バリアフリー法は視覚障害者等の読書困難がある人も含む、全ての国民が等しく読書ができる社会作りを目指していると考えられます。

主な基本的な施策としては、次の7つの項目があります。

①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（第9条）

国および市区町村は、アクセシブルな書籍（点字や音声や大活字の書籍）、電子書籍等の円滑な利用や、点字図書館における視覚障害者等の読書推進体制の整備を行うとしています。

②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（第10条）

国および市区町村は、アクセシブルな書籍や電子書籍等の利用を促進するために、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ図書館」の運営支援を行うとしています。サピエ図書館では、全国の点字図書館やボランティア団体が制作した点字図書データ19万タイトルやデイジー図書等の音訳図書データ7万タイトルが所蔵されていて、視覚障害者個人や公共図書館等が登録として、基本的に無償で利用することができるシステムとなっています。

③特定書籍・特定電子書籍等の製作支援（第11条）

国および市区町村は、製作基準の作成等の質の向上を行うことや、出版社から、制作団体等への製作用データ提供する環境を整備することを支援するとしています。

④外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（第13条）

外国で出版されたアクセシブルな図書の入手に関して、相談体制を整備するとしています。

⑤端末機器等・これに関する情報の入手支援（第14条）

国および市区町村は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等の情報を周知や、購入しやすくするための支援をするとしています。

⑥情報通信技術の習得支援（第15条）

国および市区町村は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の利用を促進するために、利用方法を周知する講習会や巡回指導等を行うとしています。

⑦制作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条）

国および市区町村は、アクセシブルな書籍や電子書籍を利用しやすくするために、国立国会図書館や公共図書館、点字図書館において、図書館利用を促進する人材を育成するとしています。育成方法として、研修実施や広報活動を行うとしています。

3. 読書環境整備の事例と今後の展望

次に、視覚障害者等の読書環境の整備の具体的な実践事例と現状を確認することから、読書環境の整備が推進されることによって、視覚障害者等の読書困難がある人の読書の世界がどのように変わっていくかを考えてみたいと思います。

ア. 読書環境整備の事例

① 出版社の取り組み

特定非営利活動法人 大活字文化普及協会主催のシンポジウムにて、大活字文化普及協会理事長（当時）であり、小学館社長の相賀昌宏氏は、出版の概念を変えていく必要があるのではないかということを次のように提議しました。「今までは、出版社というのは、普通に読み書きができる人が、お客様だと長い間、あたりまえのように考えられてきましたが、障害者や高齢者等の読み書きが困難な人にも、それぞれが求めている知識や情報を提供するということが、本当の出版社の姿ではないか」。また、大手出版社の小学館では、視覚障害者等が読書しやすい大活字本発行の具体的な取り組みとして、ドラマ「下町ロケット」や映画「世界の中心で愛を叫ぶ」「おくりびと」の原作等のベストセラーや話題作を中心とする出版が多数あります。他の出版社の大活字本発行の取り組みとしては、時代小説の単行本や文庫本の良書を多数出版している祥伝社や、「思考の整理学」等のミリオンセラーを発行している筑摩書房、著名作家「東野圭吾」の本などを多数出版している集英社などがあります。以上の事例にあるように、出版社の読書バリアフリーへの具体的な協力方法としては、大活字文化普及協会などの大活字本制作出版を行う団体に、出版の許諾を与えることによって、弱視者や高齢者等を対象とする大活字本の出版をさらに普及させることができます。

読書バリアフリー法の施行されたことによって、今後も、大活字本の出版許諾に協力をする出版社や著者が増えていくことで、年間数百タイトルしかない、大活字本発行のタイトル数が増えることが期待されます。

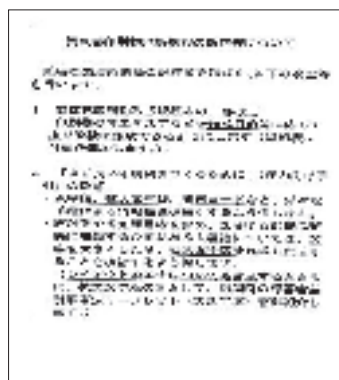
② 図書館における大活字等の普及促進

図書館専門の取次販売会社の TRC 図書館流通センターでは、日本の公共図書館 3,273 館（日本図書館協会編『日本の図書館』2017

より）のうち 2,901 館が書誌データを含む TRC MARC を使っている（2018 年 6 月 1 日時点）という特性を生かして、大活字本の販売特集を実施したりなど、大活字本制作出版を行っている団体と協力・連携を行って、大活字本の普及と販売に積極的に取り組んでいます。図書館流通センターの普及活動の成果もあり、現在では、全国の公共図書館の 3 分の 2 程が大活字本コーナーを設置して所蔵と貸し出しを行っています。

③ 国および市区町村の行政施策

現在までに、国の具体的な施策として、2008 年に、「教科書バリアフリー法（通称）」が施行されました。成立の過程で、弱視者の全国団体である弱視者問題研究会では、当時の大活字本出版社が 3 つのサイズから選べる大活字本をオンディマンド印刷にて発行していたことに注目して、19 ポイント・22 ポイント・26 ポイントの 3 種類の文字サイズから選べる拡大教科書制作をするように文部科学省に提案して、3 種類の文字サイズから自分にとって見やすい教科書を選べるという画期的な出版様式が拡大教科書の標準規格となりました。現在では、教科書会社各社が拡大教科書標準規格にしたがって、小学校と中学校のほとんどの教科や科目について拡大教科書を制作・発行しています。また、内閣府では、2016 年 4 月 1 日の障害者差別解消法の施行に合わせて、マイナンバーの周知リーフレットを視覚障害者向けに発行して、全国の自治体等に配布しました。大活字版も含む、点字・音声という多媒体での全国広報物発行として、初の実践事例となりました。厚生労働省では、2016 年頃から、視覚障害者等への用具給付制度「日常生活用具給付事業」の給付項目として、大活字図書を推奨し、現在のところ、全国で 15 か所の市区町村にて、視覚障害者手帳取得者に大活字本購入の負担軽減を行っています。東京都でも、障害者差別解消法の施行と時期に合わせて、2016 年



4月1日から、東京都印刷物規定を改定して、東京都で発行する広報物等の大活字版発行を促進しています。具体的には、障害者差別解消法ガイドブックや防災マニュアル等の大活字版を発行しました。また、最近では、福祉制度を地域住民に知らせる「福祉のしおり」の大活字版発行を世田谷区や千代田区等で行っています。今までは、国や都道府県、地方自治体の広報物は、点字版や音声版のみの発行に留まっていることが多い状況でしたが、近年は、大活字版発行の実践事例が増えています。

イ. 今後の読書環境の展望

日本では、年間6万点ほどの出版物が発行されていますが、弱視者等の読書困難者からは、書店や図書館に行っても、自ら読めない本ばかりでつまらない、ただ紙の束が置かれているだけだという声が寄せられています。一方で、本を読むことをあきらめていた人からは、大活字本での読書体験について、人生の楽しみが復活したという声や、生きる上での勇気ももらったという声が届いています。現在、全国の図書館の大半で、大活字図書等の貸し出しが行われています。公共図書館等の大活字本の蔵書充実が推奨されている読書バリアフリー法の施行によって、目が見えにくい状態になってきた高齢者や、視覚障害者手帳取得者の7割を占める弱視者の読書環境改善が進むことが期待されて

います。また、大活字本以外の出版媒体としては、点字や音訳図書等のアクセシブルな書籍などの多媒体で図書が発行されることが期待されます。教科書バリアフリー法での成功事例になって、国が主体となって、具体的な制作基準づくりや、制作費用実費を補助することなどが実施されることで、読書バリアフリーがさらに促進されることが期待されます。

2010年の著作権法改正によって、すでに公共図書館や点字図書館等の公共機関では、大活字本や点字図書、音訳図書やマルチメディアデージー方式等のアクセシブルな電子書籍の制作と貸し出しができるようになっていますが、多くの公共機関では、人的な予算を確保することができないため、制作体制を整えることができていません。読書バリアフリー法が施行されることで、公共図書館等では、大活字本や点字図書、音訳図書等のアクセシブルな書籍やマルチメディアデージー方式等のアクセシブルな電子書籍の蔵書の充実化と貸し出しが今よりも確実に促進されることが期待されます。

Ⅲ. 読書バリアフリー法の課題とは？

1. 点字や音訳図書、大活字本やアクセシブルな電子書籍の製作における課題

点字や音訳図書、大活字本やアクセシブルな電子書籍を制作発行するためには、製作作業をしやすいデータ形式にして提供してもらうことが前提条件となります。例えば、大

活字本製作をするには、インデザインというPCソフトを主に使用しますので、提供してもらうデータも同様にインデザイン形式だと、最も効率よく製作することが可能になります。点字本や、デイジー形式の音訳図書を製作するには、テキストデータを提供してもらうことで、効率的に最短で製作することができます。また、速やかに円滑に、適切なデータ提供してもらうためには、出版社や著者の著作権管理をして著作権使用料としての補償金等の支払事務を行う役割も必要となります。

製作体制をより強化するための現状の課題としては、点字や音訳図書は、製作体制のほとんどがボランティア製作となっていることです。また、大活字本の製作については、ボランティア製作だけではなく、主に社会福祉法人やNPO法人等が商業出版としても普及活動を行っていますが、専門の製作団体や法人が、まだまだ少ないという現状がありますので、新たな製作専門会社の設立や出版社内に専門部署等を立ち上げる必要があります。年間6万点とも言われている日本の出版社から出される新刊図書をアクセシブル図書や電子書籍として製作し直すためには、適切なデータ提供と著作権管理を行う第三者機関が設置されることと、さらなる製作体制の増強などが、大きな課題となってきます。

2. 読書バリアフリー法とアクセシブルな図書等の普及における課題

読書バリアフリー法の施行によって、点字や大活字本等のアクセシブルな図書とアクセシブルな電子書籍等の普及促進が図られることとなりますが、現状では、制作体制の構築も不足していますので、読書バリアフリー法の内容を理解すると共に制作を促進するための技術研修などを積極的に行う必要があります。また、公共図書館等の蔵書拡充のため図書購入が促進される予算措置なども必要とな

ります。アクセシブルな図書と電子書籍の購入と普及を促進することを目的に、大活字本や点字図書、音訳図書やマルチメディアデイジー等で発行された本の紹介や普及販売を行う団体又企業などによるさらなる積極的な普及活動を行うことも必要となります。

IV. 誰もが平等に読書できる社会を実現する方法とは？

1. IFLA 国際図書館協会の図書館利用に障害のある人への利用指針の事例

国際図書館協会で発表された利用指針には、すべての人が、文化、文学及び情報に、それぞれが理解できる形でアクセスできるというのが、民主主義的な権利であるとしています。そして、すべての市民が、社会で何か起こっているのかについての情報を受け取れることは重要であるという理念に基づいて、図書館利用に障害者がある人が平等に読書できることを目標として具体的な方法の周知がされています。

2. スウェーデンの憲法と公共図書館の事例

福祉先進国の代表格とされる、スウェーデンの憲法では、すでに日本の江戸時代にあたる1766年には、国民1人1人が、出版の自由と共に、全ての行政資料等の公文書の情報を得る権利が保障されていました。国が国民に対して全ての情報を公開することを憲法において約束すると共に公共図書館においては、全ての図書館利用者に対して出版物の情報を得る権利を保障しています。デイジー図書制作を世界で初めて開始したのもスウェーデンです。

3. フランスの国立図書館に設置された調整機関の事例

フランスには、著作権者に配慮しながら視覚障害者等の個人ユーザーに、アクセシブルな電子データを配信している国営機関があり

ます。具体的には、フランス国立図書館に登録したボランティア等の団体が、点字本や音訳図書、大活字本のデータを製作して、フランス国立図書館のシステムを通じて視覚障害者等に配信しています。フランスでは、一般図書の出版社にデジタルデータの提供を義務付けしていることで、著作権管理や制作体制の整備も含む読書バリアフリーが実現されています。

4. 誰もが平等に読書できる社会を実現する具体的な方法

読書バリアフリー法の第11条には「国および地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい書籍および特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」とあります。フランスの国立図書館の事例のように、出版社から提出された図書データを管理して、アクセシブルな図書の制作と出版を促進する第三者機関を国が主体となって創設する必要があります。第三者機関のもう一つの重要な役割として、著者や出版社の著作権管理事務の代行と共に印税（補償）金等の支払いを行えるようにしておくことで出版社からの協力を得られやすくするという役割があります。読書バリアフリー法をより実効性のあるものとするためにも、フランスの事例に習い、出版社や著者、図書館やNPO等の団体が共同で運営する第三者機関を創設して、国が主体となって運営することで、課題となっている出版社からのデジタルデータ提供の義務付けについても、将来的に実現できる可能性があります。

V. まとめ

日本も批准している国際条約の障害者権利条約21条「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」には、「平等に情報を受け取る権利があること」「情報を利用しやすい様式及び機器により、追加の費用を伴わずに提供すること」などを規定すると共に、「障害とは、対応する者や社会環境による障壁」と定義しています。今後、読書バリアフリー法が実効性のある法律となっていくためには、出版社等の民間企業に推進の努力を求めるだけでなく、国や地方自治体が率先して公的な情報を平等に全ての人に提供することを目的として、「全ての読書困難がある人が、利用しやすい情報を受け取ることができる社会的な仕組みを構築する」ことが必要不可欠となります。様々な情報に溢れる高度情報化社会の中で、情報を選択して有益な情報を活用して、1人1人が自立して豊かな生活を送るためには、全ての人々が平等に正しい情報を当たり前のように受け取ることができる社会を実現することが基本となります。

読書困難がある高齢者や障害者等が平等に読書ができる社会とは、全ての国民が平等に正しい情報を受け取る権利が保障されている社会です。日常生活を送る中で、朝起きてから夜寝るまでに文字を読まない日は無いということを改めて考えてみると、文字を読むことや読書ができることは、健康で文化的な生活を送る上での必要な最低限度の権利保障だと考えられます。現在の高度情報化・超高齢化の日本社会において、最高法規である日本国憲法で定められた人権保障を行う大前提が、全ての人々が平等に正しい情報を受け取ることができる社会の実現なのではないでしょうか。

<参考文献>

「概説 障害者差別解消法」障害者差別解消法解説編集委員会
「知っておきたい子どもの目のケア」発行：少年写真新聞社
「テレビが伝えない憲法の話」発行所：PHP 研究所
「世界の文字と言葉入門1」発行所：小峰書房
「イラスト版 からだに障害がある人へのサポート」発行所：合同出版
「図説 本の歴史」発行所：河出書房新社
「文字の起源と歴史」発行所：創元社
「読みの整理学」発行所：ちくま書房
「福祉の思想」発行所：NHK 出版
「目の見えない人は世界をどう見ているのか」発行所：光文社
「読みやすい図書のための IFLA 指針」(財)日本障害者リハビリテーション協会
論文「フィンランド図書館の教育への貢献」人文社会科学論叢 桂 啓社
資料「障害者の権利に関する条約」和訳/英訳 外務省 HP
「国家がよみがえるとき～持たざる国であるフィンランドが何度も再生できた理由～」マガジンハウス
「みんなの図書館～障害者サービス最新事情～」2018年8月号～ 図書館問題研究会
「視覚障害 その研究と情報 2018年5月号記事」視覚障害者支援総合センター
「視覚障害 その研究と情報 2019年2月号記事」視覚障害者支援総合センター
「出版ニュース～2019年3月下旬号～」出版ニュース社
「ことばの歴史」研究社

<発表者経歴/最近の雑誌・マスコミ掲載状況>

- ・1993年日本社会事業大学入学、サークル活動「ラグビー部」「やまのこ」等
- ・雑誌「出版ニュース」2016年6月上旬号：障害者差別解消法と読書権
- ・フジテレビ系列全国ネット「クイズやさしいね」2016年6月：大活字本専門書店紹介等
- ・TBS ラジオ全国ネット「壇いい 今日の1ページ」2017年3月3日：大活字本について
- ・「中日新聞夕刊」2016年11月11日：動き始めた読書権～目が不自由でも読みやすく
- ・朝日新聞「天声人語」2017年3月7日：現代社会における大活字本の必要性